平成２４年（フ）第４１７号
大阪府泉南市信達大苗代530番地
破産者　佐藤牧場こと　佐藤　重幸
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
大阪府岸和田市池尻町495番地
破産者　松阪　泰成
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
広島市安佐北区可部南１丁目24番８―202号エモーションＣ棟、申立時の住所広島市安佐北区亀山１丁目21番14―102号
破産者　川上　修一
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２号
広島市安佐南区緑井４丁目22番36―16号
破産者　山脇　洋一
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０５号
広島市東区東蟹屋町７番32―405号
破産者　川村　　稔
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３４号
横浜市鶴見区岸谷１丁目25番20―105号
破産者　比嘉チカ子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９００号
横浜市青葉区すすき野３丁目３番地２　すすき野団地14棟104号
破産者　原田　茂樹
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０１号
横浜市青葉区すすき野３丁目３番地２　すすき野団地14棟104号
破産者　原田　敦子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２１号
横浜市瀬谷区相沢２丁目55番地の４
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９９号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目11番63号
破産者　石澤　岳雄
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７４号
横浜市南区花之木町１丁目13番地　サンフラットあけぼの花之木203号
破産者　本間　禎人
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８６号
横浜市都筑区北山田３丁目27番３―801号、申立時の住所横浜市都筑区南山田２丁目24番４―404号
破産者　花岡　敬子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３４号
横浜市旭区上白根町774番地８　朝霧ハイムＢ―Ａ
破産者　照屋　秀雄
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目５番地の５セピアコート102号
破産者　岩田さゆり
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５０号
神奈川県小田原市久野288番地の１　エステート三宅Ｃ101
破産者　田中　達子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０７号
神奈川県小田原市久野4121番地の２
破産者　小倉　謙二
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２４号
金沢市高尾南１丁目198番地
破産者　西本　郁子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
石川県羽咋郡志賀町福浦港シの３番地、従前の住所石川県金沢市湖陽１丁目125番地
破産者　木谷　龍司
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５３号
山梨県南都留郡西桂町小沼2779番地１
破産者　小林　正幸
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
静岡市駿河区西脇627番地の３　ヴェルメゾン西脇Ｂ号、旧住所静岡市駿河区中島700番地
破産者　伊山マリアセシリア
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部